

平成31年度千葉県ふるさと農園の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社塚原緑地研究所（以下「乙」という。）とは、平成31年3月19日付け甲乙間で締結した「千葉県ふるさと農園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第48条第1項の規定に基づき、平成31年度の事業年度の指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 平成31年度の事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までをいう。）に係る指定管理料の額は、30,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第2条 指定管理料の支払いは年12回とし、基本協定書第51条の規定に基づき乙の請求により支払うものとする。

平成31年4月分～令和2年3月分（12回） 月額 2,550,000円  
（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（利益の還元）

第3条 基本協定書第71条第3項に規定による利益の還元方法については、甲の発行する納入通知書により甲に納付するものとする。

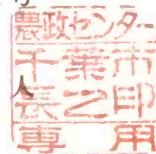
（疑義の決定等）

第4条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷 俊



乙 千葉市美浜区真砂3丁目3番7号  
株式会社 塚原緑地研究所  
代表取締役 塚原 道夫

